

## 時給制契約社員の時間外割増賃金等の誤支給に伴う精算

### 1 概要

時給制契約社員の2021年12月月例給与の支給において、2021年11月実績分の時間外割増賃金等の誤支給が発生。

### 2 発生局

- (1) 新潟中央郵便局 第三集配営業部及び同部松浜旧集配センター
- (2) 小出郵便局 郵便部
- (3) 長野南郵便局 郵便部
- (4) 小千谷郵便局 郵便部

### 3 発覚の経緯

時給制契約社員から、2021年12月月例給与の給与支給明細書に記載されている超勤時間数が相違しているのではないかと申し出があったため、調査したところ、支給漏れ等が判明。

### 4 発生原因

- (1) 郵便業務支援システムにおいて、2021年年末臨時手当の支給準備のため、11/8から11/18までの間に、見込みを含んだ勤務状況で11月実績分の勤務時間報告を実施。
- (2) 12月月例給与における勤務時間報告時に、11月分の超勤等勤務実績をすべて入力後、「再取込」ボタンを押下して再取込後に送信すべきところ、再取込を行わないまま勤務時間報告送信を実施。

### 5 精算対象者等

局名	部	人数	精算額	
			追給額	返納額
1 新潟中央郵便局	第三集配営業部	22名	466,448円	▲12,084円
	同部(松浜旧集配センター)	10名	249,987円	—
2 小出郵便局	郵便部	15名	313,514円	▲5,550円
3 長野南郵便局	郵便部	21名	197,216円	▲11,710円
4 小千谷郵便局	郵便部	9名	16,096円	—

### 6 精算期間

2021年12月月例給与支給分(2021年11月実績分)

### 7 精算時期

2022年1月月例給与で精算予定。

## 8 再発防止策

- (1) 勤務時間報告時に郵便業務支援システムから出力した「勤務実績票」と非正規社員管理システムから出力した「勤務時間報告書」又は「賃金台帳」で、超過勤務時間数等の対査確認を確実に実施。
- (2) 担当者が確認後、他の社員が前記(1)の確認を実施（各局において実施者を決定）。
- (3) 支社においては、前記(1)及び(2)の実施について情報紙を発信して周知するとともに、「11月の見込み勤務時間報告時の支給データ」と「12月の本勤務時間報告時の支給データ」を対査し、見込み時と本勤報時の超勤時間に動きがない局（部）について個別連絡及び指導することにより、「再取込」実施漏れを防止する。